

第2章 低炭素社会の実現に向けて

2007年に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降の世界の平均気温上昇のほとんどは人為起源による可能性が非常に高い」と指摘しています。今後も化石燃料に依存する社会が続けば、年平均気温は21世紀末までに約4.0（2.4～6.4）℃上昇することが予測され、地球温暖化が琵琶湖の生態系に及ぼす影響も懸念されています。滋賀県は、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会の実現」を目標に掲げ、2030年における温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減されていることを目指します。

地球温暖化のあらまし 〈温暖化対策課〉

● 滋賀県で見られる温暖化のきざし

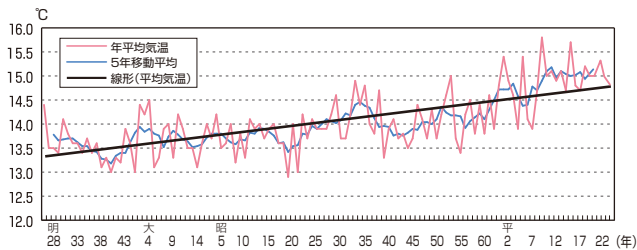
近年、私たちは夏の異常高温、台風の多発などを経験しています。平成22年（2010年）8月には、県内すべてのアメダス観測地点で観測開始以来最も高い平均気温を記録しています。このような現象について、温暖化との因果関係の解明には至っていないものの、温暖化の進行によって大規模化、頻発化することが心配されています。

彦根地方気象台によると、県内（彦根市）の気温の経年変化について、明治27年（1894年）から平成23年（2011年）の間に、年平均気温は100年あたり1.24℃上昇しています。

琵琶湖環境科学センターのデータによると琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあります。

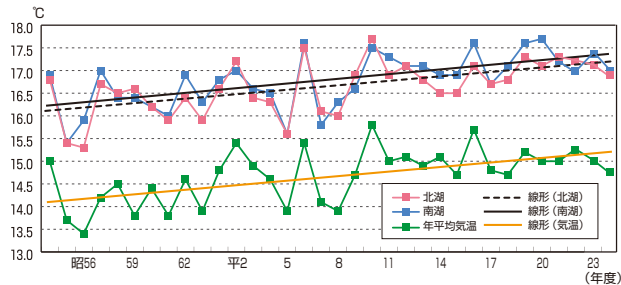
今後、さらに地球温暖化が進行することにより、県においても琵琶湖の生態系や米をはじめとする農作物、私たちの日常生活などへの影響が懸念されます。

◆ 彦根の年平均気温の経年変化



彦根地方気象台データより作成

◆ 琵琶湖の水温の経年変化



琵琶湖環境科学センター、彦根地方気象台データより作成

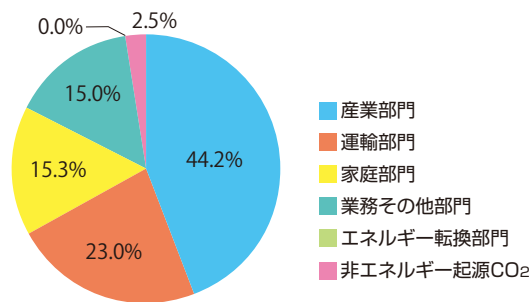
● 地球温暖化のメカニズム

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が高くなると、温室効果ガスによる熱の吸収と地表への再放射によって必要以上に地表面が暖められるため、「地球温暖化」が進行します。

● 滋賀県の温室効果ガス排出の現状

滋賀県の温室効果ガスの排出は、二酸化炭素（CO₂）がその9割以上を占めており、地球温暖化対策を進める上で、CO₂削減対策が重要です。部門別割合は、産業部門、運輸部門、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門の順に大きな割合となっています。

◆ 滋賀県におけるCO₂排出量の内訳 平成22年度（2010年度）



トピックス TOPICS

滋賀県製品を通じた低炭素社会づくりへの貢献量評価の推進 〈温暖化対策課〉

低炭素社会の実現のためには、省エネ行動を支える製品やサービスの普及が不可欠です。

県では、事業者が省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品の製造や、省エネ・創エネに役立つサービスの提供を通じて、その使用者など他者の温室効果ガス排出削減に貢献した効果を定量的に算定するための手引きを作成しました。

生産に伴うCO₂排出量だけでなく、低炭素社会づくりに貢献する事業活動の評価も、低炭素社会の構築にとって大事な視点です。これらの事業活動の効果が見える化され、評価が高まり利用が広がることによって、低炭素社会づくりが加速することが期待されます。

WEB <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/new-energy/koukennyouka.html>

低炭素社会づくりに向けた 条例と計画

〈温暖化対策課〉

● 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成23年（2011年）3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」（低炭素社会づくり推進条例）を制定し、平成24年（2012年）4月に完全施行しました。

条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取り組みについて規定しています。

低炭素社会づくり推進条例の構成

基本事項	
第1章 総則	○ 目的、基本理念 ○ 県・事業者・県民等の責務
各主体・各分野における取組・施策	
第2章 県による基本的施策等	○ 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定 ○ 県の率先実施
第3章 事業活動に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 事業者行動計画書制度
第4章 日常生活に係る取組	○ エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等 ○ 低炭素地域づくり活動計画
第5章 建築物・まちづくりに係る取組	
第6章 自動車等に係る取組	○ アイドリングストップ等 ○ 自動車管理計画制度
第7章 森林の保全・整備等	第8章 農業・水産業に係る取組
その他	
第9章 雑則	○ 顕彰 ○ 調査、勧告、公表

● 取り組みを推進する上での基本理念

「持続可能な滋賀社会」の実現につながる、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めるためには、取り組みの指針ともなるべき、基本となる考え方が必要となります。低炭素社会づくり推進条例では、その基本となる考え方を、4つの基本理念として定めています。

この基本理念は、次の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」においても、計画の基本方針として定めています。

- 基本理念 1** 社会経済構造の転換
- 基本理念 2** あらゆる者の主体的・積極的な参画
- 基本理念 3** 様々な分野における取り組みの総合的な推進
- 基本理念 4** 環境保全と経済発展の両立

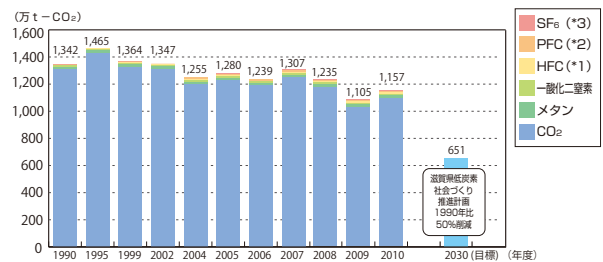
● 滋賀県低炭素社会づくり推進計画

滋賀県では、地球温暖化対策を総合的、計画的に推進してきましたが、平成21年（2009年）12月には、県の環境行政における上位計画である「第三次滋賀県環境総合計画」において、「低炭素社会の実現」を長期目標の1つに位置づけ、取り組みを進めているところです。

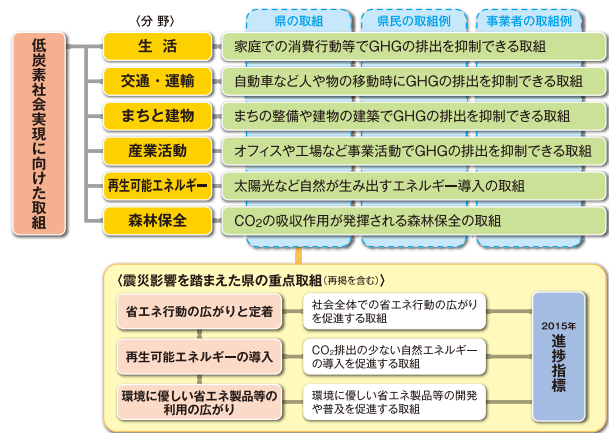
こうした中、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災等を受け、将来の電力供給のあり方など国のエネルギー政策の見直しが進められていることや、電力需給問題による産業活動への影響など低炭素社会づくりを進める上での環境にも変化が生じています。

こうしたこれまでの取り組みや影響を踏まえて県の方針を定め、低炭素社会づくりの取り組みを進めていくために、平成24年（2012年）3月、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定しました。

◆ 滋賀県における温室効果ガス排出量の推移



◆ 低炭素社会の実現に向けた取り組みの体系



◆ 計画の進行管理

